

第1回 大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり意見交換会

日時 平成28年11月4日（金）13：30～

場所 大和高田市役所4階合同委員会室

次 第

1. 委嘱状交付
2. 大和高田市長あいさつ
3. 委員・事務局紹介
4. 意見交換会

議事1. 意見交換会設置要綱について

議事2. 県と市町村とのまちづくりに関する連携協定について

議事3. 地区の現況課題等について

その他

(配布資料)

- 資料1 意見交換会設置要綱
資料1-1 委員名簿
資料2 県と市町村とのまちづくりに関する連携協定について
資料2-1 県民だより奈良（2016・5月号、連携協定頁）
資料2-2 広報誌「やまとたかだ」（同）
資料3 地区の現況課題等

大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり意見交換会設置要綱

(目的)

第1条 大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり基本構想及び基本計画の策定に向けて幅広い意見を求めるため、大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり意見交換会（以下「意見交換会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 意見交換会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) まちづくりビジョンに関すること。
- (2) シビックコア周辺地区の土地及び施設の有効利用に関すること。

(組織)

第3条 意見交換会の委員は、40人以内とする。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 町総代
 - (2) 各種団体の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 意見交換会は、前条に掲げる事項について意見及び専門的な知見を得るため、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員及びアドバイザーの任期は、委嘱又は任命の日から意見交換会が所掌する事務を完了した日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 意見交換会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は副市長をもって充て、副会長は会長が指名した者とする。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 意見交換会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 意見交換会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 意見交換会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、意見交換会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 意見交換会の庶務は、財務部財産管理課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、意見交換会の運営について必要な事項は、会長が意見交換会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初に行われる意見交換会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり意見交換会 委員名簿

(敬称略・順不同)

【町総代】

名前	所属	備考
浅井 廣	アサイ ヒロシ	高田校区（大中町）総代
松田 茂	マツダ シゲル	高田校区（西町）総代

【各種団体】

名前	所属	備考
河村 憲一	カリムラ ケンイチ	大和高田商工会議所 副会頭
田原 久義	タハラ ヒサヨシ	株式会社南都銀行高田本町支店 支店長
辻本 弘二	ツジモト コウジ	近畿労働金庫高田支店 支店長
後藤 秀雄	ゴトウ ヒデオ	奈良交通株式会社 乗合事業部長

【関係行政機関】

名前	所属	備考
辻中 文男	ツジナカ フミオ	財務省近畿財務局奈良財務事務所管財課長
竹田 昌司	タケダ マサシ	奈良県警察高田警察署長
本村 龍平	ポンムラ リュウヘイ	奈良県地域デザイン推進課長
松岡 慎司	マツオカ シンジ	奈良県ファシリティマネジメント室長
木村 道仁	キムラ ミヒト	奈良県道路環境課長
平塚 啓三	ヒラツカ ケイゾウ	奈良県高田土木事務所長

【アドバイザー】

名前	所属	備考
三井田 康記	ミイダ コウキ	畿央大学 健康科学部 人間環境デザイン学科教授

【大和高田市】

名前	所属	備考
松田 秀雄	マツダ ヒデオ	副市長
村上 裕	ムラカミ ヒロシ	企画政策部長
吉岡 輝明	ヨシオカ テルアキ	市民部長
安川 盛久	ヤスカワ モリヒサ	福祉部長
笛岡 貞宏	ササオカ サタヒロ	保健部長
田中 清隆	タナカ キヨタカ	環境建設部長
杉本 勝正	スギモト カツマサ	上下水道部長
植島 佳成	ウエジマ ヨシナリ	市立病院事務局長
巽 正也	タツミ セイヤ	教育委員会事務局長
赤土 孝子	シャクト タコ	議会事務局長
澤井 宏実	ザイイ ヒロミ	企画法制課長
吉村 保喜	ヨシムラ ヤスキ	産業振興課長
岡川 秀文	オカガワ ヒデフミ	生活安全課長
津森 義憲	ツモリ ヨシノリ	社会福祉課長
高野 由子	タカノ ヨシコ	健康増進課長
佐藤 博美	サトウ ヒロミ	地域包括支援課長
勝山 孝	カツヤマ タカシ	土木管理課長
沼部 厚史	ヌマベ アツシ	都市計画課長
森本 佳秀	モリモト ヨシヒデ	市立病院医事課長
亀田 叔久	カメダ ヨシヒサ	生涯学習課長
谷河 照美	タニガワ テルフミ	財務部長
岡谷 延博	オカタニ ナツヒロ	財産管理課長

兼事務局

事務局：財産管理課

県と市町村とのまちづくりに関する連携協定について

1. 趨旨

○人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者空はじめとする住民が安心できる健やかで快適な生活環境を実現することが重要であり、地域性を活かした、まちづくりのある住みよいまちづくりを進めるために、その中心となる拠点への都市機能の集積や駅・未利用地の活用など、拠点を再整備することが必要。

○県は、広域的な観点から、地域再生投資する駅、病院、社寺、公園などの拠点を中心としたまちづくりを進め、その特色に応じた機能の充実・強化を図るとともに、拠点間相互の連携を強化することによって、県全体として総合力を発揮する循環型成長を目指す。

○まちづくりに向きてアイデアや意欲のある市町村において、

その分野特有の方針と合致するプロジェクトについては県と市町村で連携協定を締結し、協働でプロジェクトを実施。

2. 連携協定の必要性

県管理施設の改修や県用地の活用などの県事業と市町村のまちづくりを一括的に検討することにより、効率的なまちづくりが構築できる。

3. 連携協定の基本的な進め方

プロジェクト外の進捗にあわせ、段階的に以下の協定を締結し、市町村のまちづくりを支援。

①包括協定【市町村単位】

- ・まちづくり基本構想の策定を目指す。
- ・協働での基本構想策定等、県から市町村に対し、技術支援を実施。

②基本協定【地区単位】

- ・基本構想に基づき、事業計画等を策定し、事業内容や事業主体の決定を目指す。
- ・事業手法の紹介や関係機関との調整を円滑に進めるための支援など、技術支援を実施。

③個別協定【事業単位】

- ・市町村事業に沿じ、既設補助や県有資産の譲渡契約等など、具体的な支援を実施。

4. 県の支援概要

○包括協定・基本協定段階

補助対象：まちづくり基本構想・基本計画、立地適正化計画の策定に必要な経費

補助率：市町村負担額の3／2

補助上限額：基本構想・基本計画あわせて20,000千円／地区

補助対象期間：事業始まり2年以内

○個別協定段階

①ハード事業への県費補助

補助対象：まちづくりの中心となる拠点施設の整備や拠点周辺の公共インフラの整備等に係る事業に要する経費

・原則、連携推進区域内で行われる事業で、基本構想または基本計画において事業が明確に位置づけられている事業を対象とする。

・原則、国の財政補助金又は交付税措置がある事業を対象上、使用料収入等を主な財源として運営

を行う施設や県との後援分担。すみ分けの観点から由町村が整備するべき施設に係る事業は対象外とする。※2

・個別具体的な事業の取扱いは基準により知事が決定。

例：支店施設：駅舎施設内、駅、駅前広場、公園、施設設備タクシースタンド開設施設、子育て支援開設施設、

文化施設施設、駅ナカアンダーショップ、ピッターミナル、無電化化、駆け足道、施設施設ペアセセス市町村間委託

・対象外施設：病院、公営住宅、疗育、駐車場

※1 地区の基本構想または基本計画において、連携によるまちづくりの検討や事業の実施を行う区域として設定するもの

・特例：本来市町村がまちづくりの中心となる拠点施設等に関して、市町村が推進する事業については、補助対象とする。

※2 地域における重要なアクセントで、立地等以上の面倒との連携箇所から、まちづくりの中心となる拠点施設までの範囲内を対象とする。

補助率：原則、市町村の公債費の3分の2。地方交付税算入額を差し引いた額の1／4

補助の方法：事業年度の翌年度に一括で補助

②ソフト事業への県費補助

補助対象：まちづくりの持続的発展や活性化を図出した、まちづくりの「イベルトホル」や「地域における移動の確保等」に資する取り組みに要する経費

・原則、連携推進区域内で行われる事業で、基本構想または基本計画において事業が明確に位置づけられており、

・まちづくり拠点施設と一体となって効果を発現する事業を対象とする。

・原則、地域住民生活等緊急支援交付金や既存の助成制度を活用することとし、個別具体的な事業の取扱いは基準により知事が決定。

例：対象事業：イベルトホル：バスの運行・レンタサイクル等地域における移動の確保に必要な事業、ハード事業の事変化ための検討・計画・調査費

対象外事業：パンフレット、マップの作成

※3 新規に実施され期待性が認められるもので、広く（市外から）人を呼び込む地域内外との交流を促進するものを対象とする。

補助率：原則、市町村負担額の1／2

補助上限額：原則、「イベルト」「地域における移動の確保等」のそれぞれ20,000千円／地区

補助対象期間：原則、事業始まり3年内（3年を超える場合は別途協議）

補助の方法：事業年度に一括で補助

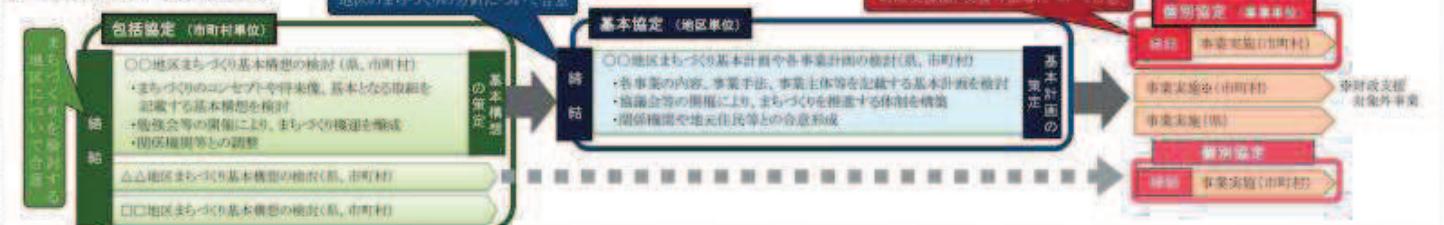
③県有資産の貸付・譲渡

支給内容：現行の賃料基準を20%引き上げ

支援期間：貸付については貸付開始日を通して運用

※新規協定開始における上記①、②についても、議会による予算の議決を前提とする。

5. 連携協定の一般的な流れ



近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺地区

県中西部地域の拠点駅にふさわしい駅前空間と活気とにぎわいのある魅力的な市街地づくりを目指します。

- 公有地を活用した駅前の再整備
- 既存商店街の活性化
- 近鉄大和高田駅とJR高田駅間のアクセス性の向上 など



近鉄大和高田駅周辺

シビックコア周辺地区

行政・医療機関などを中心とした市街地の形成と観光資源を活かした魅力ある空間の形成を目指します。

- 公有地の有効利用
- 市庁舎の移転、地域包括ケア拠点の整備・アクセス性の向上
- 地場産品の販売と憩いの場の提供 など



大和高田市役所



高田千本桜

近鉄高田市駅周辺地区

地域のにぎわいと交流を生み出す市街地と交通拠点の形成を目指します。

- 市民交流センターのオープンによる地域のにぎわい創出
- 商店街活性化に向けた歩行環境の整備 など



市民交流センター

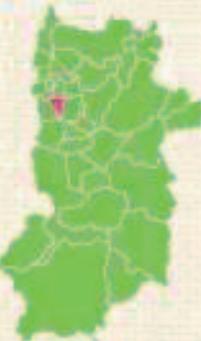


近鉄高田市駅周辺



大和高田市の まちづくり

県と大和高田市は、地域の持続的発展や活性化を目指したまちづくりを行うために、昨年7月に「まちづくりに関する包括協定」を締結しました。県と市が連携・協力し、各地区のまちづくりを進めます。



常光寺池公園周辺地区

常光寺池公園を中心とした憩いゾーンの創出を目指します。

- 常光寺池公園と高田城跡とが一体となる公園整備
- 地区内の交通アクセスの向上と歩行環境の整備 など



さざんかホール

奈良県と 協働の まちづくり

本市は、平成27年7月6日に、奈良県と「まちづくりに関する包括協定」を締結しました。地域の持続的な発展や、活性化をめざしたまちづくりに、連携・協力して取り組みます。

市内中心部を4地区(①シビックコア周辺地区、②近鉄大和高田・JR高田駅周辺地区、③近鉄高田市駅周辺地区、④常光寺池公園周辺地区)に分け、さらに周辺地域と密接に連携することで、市全域のまちづくりにつながると考えています。

まずは、市役所・庁舎建て替えも大きな課題にし、シビックコア周辺地区のまちづくりに取り組みます。その中で、行政・医療機関などを中心とした市街地の形成と、観光資源を活かした魅力ある空間の形成をめざします。

●シビックコアとは、国・県・市町村の公共施設が密集する地域のこと

シビックコア周辺地区の まちづくり

△まちづくりの構想△

- 行政機関・医療機関などを中心とした市街地の形成
- 市立病院と連携した、地域包括ケアシステムの拠点づくり
- 観光資源を活かした、魅力ある憩いの空間の形成

△検討予定の基盤となる取組△

- 市・県・国の公有地を有効利用し、施設の統廃合を検討
- 市庁舎の移転、地域包括ケア拠点の整備や、アクセシビリティの向上
- 地場産品の販売と、憩いの場の提供
- 高田千本桜遊歩道の整備

高齢化社会において、「歩いて暮らせるまちづくり」を検討していきます。

「奈良県と大和高田市とのまちづくりに関する包括協定書」は、市ホームページ(ホームページ→市政情報→施策・計画)に掲載しています。

